専門部会について

岸和田市環境デザイン委員会

●岸和田市環境デザイン委員会とは

岸和田市環境デザイン委員会とは、岸和田市景観条例第 16 条の規定による事前協議の対象となる行為、第 40 条の規定により実施すべき事業その他良好な景観形成を図るために必要な事項についての調査審議に関する事務を行う機関として、岸和田市付属機関条例の規定に基づき設置するものです。

【岸和田市環境デザイン委員会規則】

第7条(専門部会)

委員会の調査審議すべき事項のうち、岸和田市景観条例(平成22年条例第19号)第40条に 規定する良好な景観形成に係る啓発活動及び表彰に関する事業(都市景観賞に係るものに限る。) の実施について調査審議するため、委員会に部会として専門部会(以下「専門部会」という。) を設置する。

- 2 専門部会は、委員会の委員のうち委員長が指名する者6名以内をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を委員会に報告する。

岸和田市景観審議会

●岸和田市景観審議会とは

岸和田市景観審議会とは、岸和田市景観形成基本方針、その他本市景観に係る重要事項についての調査審議等に関し、岸和田市付属機関条例に基づき設置されるものです。

委員の定数(又は上限の数)は 14 名以内とされ、景観行政又は景観形成に関し学識を有する もの、公募した市民及び市長が必要と認めたもので構成することとしています。

【岸和田市景観審議会規則】

第9条 (岸和田市景観形成事業専門部会)

審議会の調査審議すべき事項のうち、岸和田市景観条例第40条に規定する良好な景観形成に係る啓発活動及び表彰に関する事業(都市景観賞に係るものを除く。)の実施について調査審議するため、審議会に部会として岸和田市景観形成事業専門部会(以下「専門部会」という。)を設置する。

- 2 専門部会は、審議会の委員のうち会長が指名する者5名以内をもって組織する。
- 3 専門部会に部会長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 部会長は、専門部会の会務を掌理し、専門部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。